

# 堺市求人情報発信支援事業補助金のご案内

堺市では、就職情報サイトを活用して求人情報を掲載する市内中小企業を支援するため、掲載に係る費用を補助します。

## 堺市求人情報発信支援事業補助金の概要

|        |  |
|--------|--|
| 対象者    | 堺市の区域内に事業所を有する中小企業者等（法人・個人事業主）   |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職情報サイトに求人情報を掲載する掲載料（<b>令和3年3月31日までの掲載期間に係るもの</b>）</li> <li>※必ず<b>交付決定後</b>に就職情報サイトの掲載及び掲載に係る経費の支払いを行い、<b>令和3年3月31日までに経費の支払いを完了してください。</b></li> <li>※消費税や振り込み手数料等は補助対象外経費となります。</li> <li>※就職情報サイトとは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として<b>職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条9号に定める職業紹介事業者が運営するウェブサイト</b>をいいます。</li> </ul>   |
| 補助金額等  | 補助金額： <b>最大20万円</b> 補助率： <b>4/5</b> ※1,000円未満切り捨て  |
| 支給要件   | <p>以下すべてを満たす必要があります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事業所を有し、かつ1年以上事業を行い、常時雇用労働者が300人以下であること。</li> <li>・みなし大企業に該当しないこと。</li> <li>・<b>令和2年11月19日以降に、就職情報サイトに求人情報を掲載するための申込をする事業所であること。</b><br/><b>（※尚、交付決定前に求人情報の掲載及び掲載料の支払いを行った場合は、対象外となりますので、ご注意ください。）</b></li> <li>・市税その他の本市の徴収金に滞納がないこと。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する営業を行っていないこと。</li> <li>・暴力団等反社会的勢力の構成員又は関係を有していないこと。</li> <li>・労働基準法その他関係法令に違反したことにより、補助金の交付を行うことが適当でないと市長が認めるものでないこと。</li> <li>・国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと。</li> </ul> |
| 申請期間   | <p>交付申請書に必要な書類一式を添えて下記期間に<b>郵送して下さい</b><br/><b>令和2年12月1日(火)～令和2年12月21日(月)（消印有効）</b><br/>※原則郵送受付のみとなります。※審査に、1ヶ月程度必要です。</p>   |

ご利用の流れや、申請書類等の詳細については裏面をご確認ください。

### お問い合わせ先

堺市 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

TEL : 072-228-7404 FAX : 072-228-8816 E-mail : koyo@city.sakai.lg.jp  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館7階

# ～ご利用の流れ～

## ① 申請

- ・必要書類等を確認の上、申請書を作成し、書類一式を堺市雇用推進課へ**原則郵送**してください。
- ・申請書類は堺市ホームページ（下記アドレスや2次元コード）からダウンロードできます。  
<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kyujinsien.html>
- ・必要書類は下表を参照してください。



| 必要書類                                  | 様式等                                     |
|---------------------------------------|---|
| ①堺市求人情報発信支援事業補助金交付申請書                 | 様式第1号                                   |
| ②役員情報届出書                              | 規則様式第1号の2。法人の場合に限る。                     |
| ③事業計画書                                | 様式第2号                                   |
| ④収支予算書                                | 様式第3号                                   |
| ⑤就職情報サイトの運営会社との利用契約書又はそれに類するものの写し     |   |
| ⑥就職情報サイトの概要が確認できるもの                   | 職業紹介事業者であることが分かるもの                      |
| ⑦発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の写し                | 個人事業主の場合は、住民票の写し                        |
| ⑧納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書(原本) | 個人事業主の場合は直近の年度に係る市民税の納税証明書、非課税の場合は課税証明書 |
| ⑨市内で1年以上事業を実施していることがわかる書類             |   |
| ⑩会社案内又はそれに類するもの                       |   |
| ⑪その他市長が必要と認める書類                       |   |

## ② 交付決定（※審査に1ヶ月程度）

- ・審査において、要件を満たしていることを確認した後、交付決定通知書が送付されます。

## ③ 事業実施～完了

- ・必ず**交付決定後**に**就職情報サイトの掲載及び掲載に係る経費の支払い**を行ってください。
- ・掲載に係る経費は、**令和3年3月31日までに支払いを完了**してください。
- ・掲載料支払い後又は令和3年3月31日のいずれか早い日から30日以内に、実績報告書を作成し、必要書類一式を雇用推進課へ提出してください。（原則郵送）
- ・必要書類は下表を参照してください。

| 必要書類                    | 様式等                  |
|-------------------------|----------------------|
| ①堺市求人情報発信支援事業補助金実績報告書   | 様式第8号                |
| ②収支決算書                  | 様式第9号                |
| ③補助対象経費に係る支出が確認できる書類の写し |                      |
| ④就職情報サイトの掲載状況が確認できるもの   | 就職情報サイト掲載ページのハードコピー等 |
| ⑤その他市長が必要と認める書類         |                      |

## ④ 補助金支払

- ・実績報告書をもとに補助金額を確定し通知します。通知された補助金額の支払いを請求してください。その後補助金が交付されます。※補助金の前払い（概算払い）はありません。

## ⑤ 採用確認

- ・令和3年3月31日時点における掲載求人に対する採用決定状況の確認を、雇用推進課から行いますので回答をお願いします。